

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例案

令和 7 年（2025 年）5 月 21 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

札幌市立学校設置条例等の一部を改正する条例（令和 5 年条例第 42 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条のうち札幌市立学校設置条例（昭和 39 年条例第 6 号）別表(3)義務教
育学校の表の改正規定中「真駒内地区新設義務教育学校」を「札幌市立義務教
育学校真駒内学園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

真駒内地区新設義務教育学校の正式名称を定めるため、本案を提出する。